

# 環境活動レポート2020

## 環境への取り組み

Environmental Activities

地球環境の保全と地域社会や自然との調和



2020年10月1日

大東建設株式会社

## 環境活動レポート2020

1. 事業所の概要	1
2. 環境方針	1
3. 環境活動実施体制	4
4. 環境目標とその実績	4
5. 2019年度環境活動	6
6. 2019年度環境活動の取組結果の評価	6
7. 代表者による全体取組状況の評価及び見直し	7
8. 環境マネジメント等の環境経営に関する状況	9
9. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	18
10. 環境コミュニケーションの状況	18

## 1. 事業所の概要

- 1-1. 事業所及び代表者氏名 大東建設株式会社 代表取締役社長 下徳 真也  
1-2. 所在地 〒115-0045 東京都北区赤羽2丁目51番3号 NS3ビル 7階  
電話 03-5939-3500 FAX 03-5903-3510  
1-3. 環境管理責任者氏名 代表取締役社長 下徳 真也  
1-4. 担当者連絡先 電話 03-5939-3500 FAX 03-5939-3510  
hs000077@daito-j.com 業務部 部長 菱沼誠一  
1-5. 事業活動の内容  
マンション等の建築施工管理

### 1-6. 事業の規模

活動	範囲	単位	2017 年度	2018 年度	2019 年度
資本金	大東建設株式会社	百万円	400	400	400
売上高	完工額(賃貸収入を除く)	百万円	8183	7347	7385
従業員数	期末従業員数	人	106	96	94
事業所数	期末事業所数(本社+事業所)	箇所	4	5	4
完成件数	営繕工事を除く	件	23	27	29

## 2. 環境方針

### 2-1. 環境基本方針

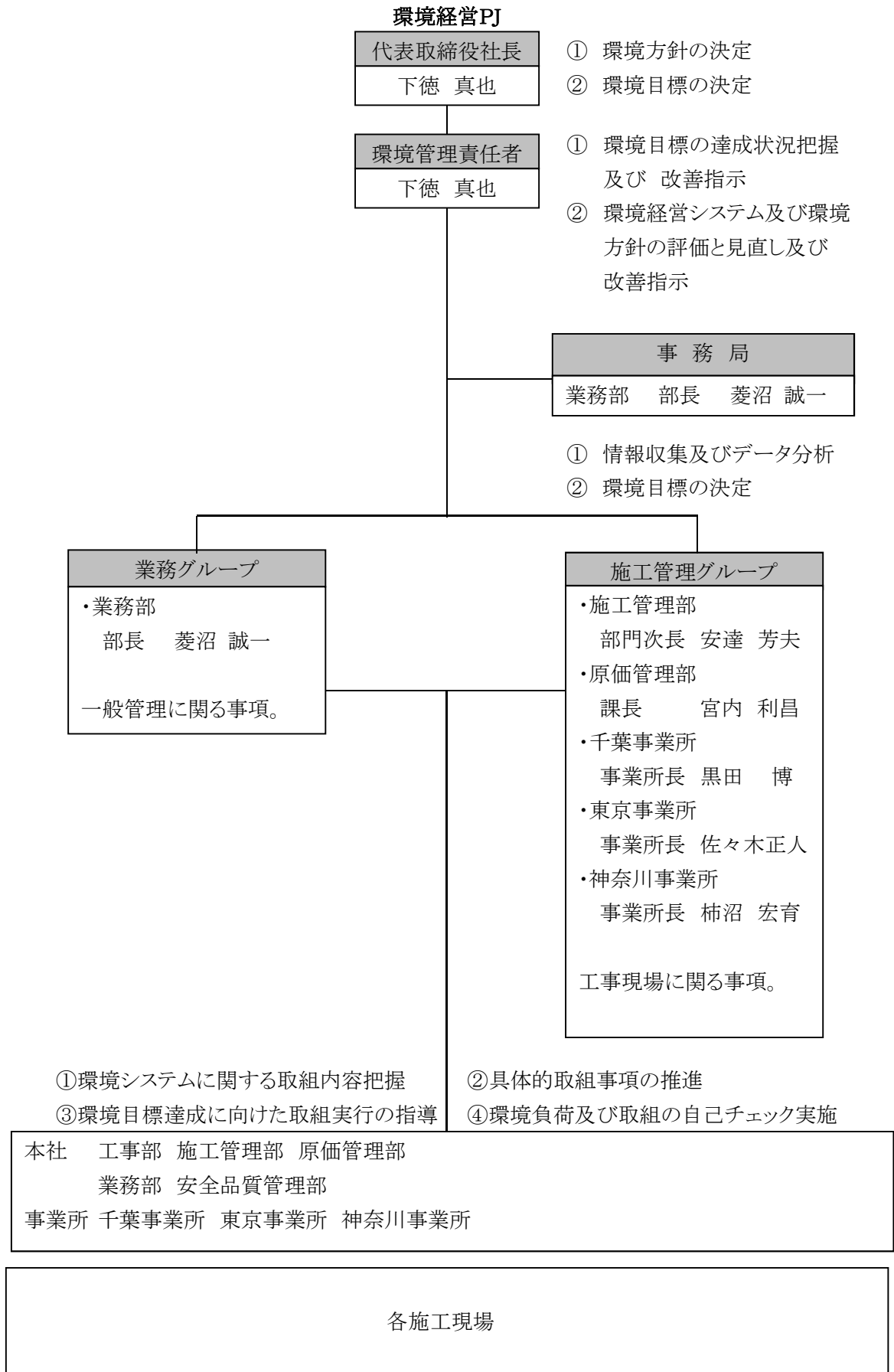
私たちは全ての事業活動において、省資源、再利用、再資源(3R)に努め、地球環境の保全に積極的に取り組みます。また、建設事業者として、地域社会や自然との調和を重視し、良好な住環境作りに取り組みます。

### 2-2. 環境行動指針

- 2-2-1. 私たちは、環境関連法規制を遵守し、事業活動を行っていきます。  
2-2-2. 私たちは、事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、CO<sub>2</sub>削減の為、省エネ活動に  
取り組みます。  
2-2-3. 私たちは、廃棄物の適正処理に努め、排出量の削減に努めます。  
2-2-4. 私たちは、地域社会との共同による環境保全、改善に積極的に参画します。

2020年 4月  
大東建設株式会社  
代表取締役社長 下徳 真也

### 3. 環境活動実施体制



## 4. 環境目標とその実績

### 4-1. 環境目標

- 4-1-1. 環境関係法令の対応に取り組む。
- 4-1-2. 自社の環境方針に即した環境教育に取り組む。
- 4-1-3. 省エネルギーへの取り組みで2019年度比2.1%の削減に取り組む。
- 4-1-4. 省資源への取り組みで2019年度比2.1%の削減に取り組む。
- 4-1-5. エコドライブを推進し2019年度比2.1%の削減に取り組む。
- 4-1-6. グリーン購入対象品の購入を推進し2019年度比2.1%の削減に取り組む。

### 4-2. 2019年度環境行動計画

- 4-2-1. 環境関連法令の管理体制を強化するため、改正時に対処状況を確認し遵守に取り組む。
- 4-2-2. 環境教育資料の作成を行ない、社員及び協力業者に対して計画的な環境教育の実施に取り組む。
  - ① 社員に対して環境教育を実施し、取り組みへの意識向上を図る。
  - ② 協力業者への教育を実施(2017年度からの継続)、取り組みへの意識向上を図る。
- 4-2-3. 省エネルギー(節電運動)による使用量削減、冷暖房温度の徹底管理。
  - ① クールビズ、ウォームビズの継続実施により空調による温室効果ガスの排出削減、全社ノー残業デーへの取り組み、離席時にパソコンモニターのこまめな消灯、また1時間以上の離席時にパソコンの電源OFFの徹底、不要照明の消灯、部門別消灯、会議室未使用時閉室を徹底し、電気消費を2019年比2.1%削減する。
- 4-2-4. 省資源 書類の電子化などにより2018年比2.1%削減に取り組む。
  - ① 部門共有ファイルサーバの保存管理を徹底し、書類のペーパーレス化の促進に取り組む。
  - ② 社員教育実施時には、Mラーニングを活用し、集合研修時に発生していた資料を削減。
  - ③ FAXや保管書類をドキュワークスにすることで、使用量削減に取り組む。
  - ④ ノートパソコン化を促進し、会議時には持ち込み対応とする事で、会議時の用紙使用を削減する。
  - ⑤ 給与明細を電子化することで紙使用量を削減する。
- 4-2-5. ガソリン・軽油使用量の削減に取り組む。
  - ① 事業所長の社有車をハイブリット車へ切り替え、リース入れ替え車両はアイドリングストップ機能付きの車両へ切り替えを実施し、エコドライブの徹底、運転日報などの車両走行データを利用し運転指導を実施し、安全運転を通じたエコ運転への取り組みを行い、ガソリン燃費を2019年比2.1%削減する。
- 4-2-6. グリーン購入の拡大
  - ① 前年度に購入品目の見直し等を行った結果に対して、さらに購入を推進する。
  - ② 同じ用途の物であればグリーン購入対象品購入を推進し、更に2.1%改善を行う。

## 5. 環境活動

1. 環境関係法令の管理体制を構築した。
2. 4半期に1回の定例会議を通じ、各環境項目の現状の把握と目標達成の為の議論の場を設けた。定例会議内容を部門内にて周知する事で、取り組みへの意識向上を図った。
3. 2019年7月27日 東京グリーンアクション(森林保全活動体験)へ参加。
4. クールビズ・ウォームビズの実施を行った。夏季期間(4月～10月)においては、事務所内のエアコン設定温度を26℃～28℃、冬季期間(11月～3月)においては、22℃～24℃とする事で、エネルギー使用量の削減を行っております。
5. 【TV会議システム】の利用により、本社から事業所間の移動回数を減らし、移動によるCO2排出量の削減に取り組んでいます。
6. 会議は、ペーパーレス化をしており、ノートパソコンや、大型タブレットでの会議実施をしております。
7. 2019年11月より給与明細を電子化することで紙使用量を抑え、ペーパーレス化を実施しております
8. エコドライブの啓蒙や、ハイブリッド車の導入を行っております。車両運行・燃料使用量の把握などにより、利用者単位での運転方法の指導を行い、より効率的な利用方法を推進し、燃費向上に取り組んだ。
9. グリーン購入の拡大推進を行った。

## 6. 2019年度環境活動の取組結果の評価

### 6-1. 環境への取組の自己チェック

業務グループ、施工管理グループの各グループで自己チェックを実施し、加重平均をポイントとしました。

重要度については、

廃棄物、温室効果ガス、耐久性、グリーン購入関連:重大「3」

エコアクション21関連・コンプライアンス関連:かなり「2」

その他:多少「1」

ポイントとしました。

取り組み度については、

既に取り組んでいる:「2」

更に取り組むが必要:「1」

取り組んでいない:「0」

ポイントとしました。

満点 532点に対して、得点 405点で、得点率は 76.1%でした。

## 6-2. 環境活動の取組結果の評価

### 6-2-1. 評価

2019年の環境活動の結果より、前年に比べ得点が増えた。

1. 環境関係法令には、2011年度に構築した管理体制で対応しています。  
四半期に1回、社内環境PJ会議において、関連法令の確認を実施し、改定等のトピックスを確認している。
2. 節電運動の実施は、省エネルギー(節電運動)による使用量の削減冷暖房温度の徹底管理、グループ全体の取り組みであるクールビズ・ウォームビズ実施、こまめなモニター消灯、不要電灯の取り外しなど、エコに繋がる動作を継続実施してきた。ペーパーレス化の推進により、複合機の印刷時に掛かる電気使用量の削減も効果があった。
3. コピー用紙使用量の削減については、主要会議におけるペーパーレス化を実施した。(ノートパソコン・大型タブレットの導入実施)また、ドキュワークスを使用しFAX受信時の用紙の削減、給与明細の電子化も効果があった。
4. エコドライブの実施に関しては、トヨタにて提供のトランスログによる監視、事業所長車のハイブリット化の効果、並びに管理職車両のアイドリングストップ機能付きへの入れ替え効果により、総量、売上原単位共に削減の効果があった。
5. 省資源の取り組みとしては、グリーン購入活動を実施した。事務用品の中で、グリーン購入適合商品の選定を意識的に行った。グリーン購入を行ったが事務所移転に伴い、事務機器、備品購入が発生したため大幅に悪化してしまった。
6. 環境教育としては、当社の環境方針を確認すると共に、施工専門会社として技術系社員が建築現場で取り組む必要のある環境関連法令対応や産業廃棄物の適正処理とリサイクル促進に関する内容の指導を行った。今後も、継続し環境管理体制の充実を図ります。

### 6-2-2. 見直し事項

部門内での提案活動を随時行う事で更なる環境活動を推進します。節電運動として、エリア単位の消灯などを継続実施します。ガソリン使用量の削減に関しては、エコ運転の更なる啓蒙、意識向上を図ります。省資源の取り組みとして、2014年度よりグリーン購入の取り組みを実施している為、購入割合を維持できるようにします。日常的に利用する事務用品の中で、切り替えのできるものを選定し、切り替えを実施します。

## 7. 代表者による全体取組状況の評価及び見直し

当社は、建築施工業というエネルギーや資源を大量消費し廃棄物の大量排出に関わる企業として、温室効果ガスの排出量削減、省エネルギーなどを通して、環境負荷低減活動に取り組んでいます。2020年度は数値化目標を設定して、達成率が明確になるよう取り組みを行うことが重要である。また、社員の意識(教育)に関しては計画通りの実施が出来ずに成果があげられなかった。

2020年度も昨年度に引き続き社員教育を最重要課題とする。

継続した活動となるよう定期的な社員教育を開催し、社員の意識向上、知識向上を図ります。

2020年10月 社長 下徳 真也

#### 8. 環境マネジメント等の環境経営に関する状況

2010年度下期より、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、省エネルギー性能、断熱性能、省電力、省エネルギー等については更なる改善をしつつ環境経営に取り組みました。



## 9. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

### 9-1. 環境法規制等遵守チェックリスト

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 環境省	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物 汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、建設紙くず、建設繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず、コンクリート破片など 「石綿含有(重量比0.1%超)産業廃棄物」「リース業に係る木くず及び運送用パレットに係る木くず」(平成20年4月1日施行)	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	特別管理産業廃棄物管理責任者、排出事業所、排出報告の届出	特別管理産業廃棄物(特に飛散性石綿系解体:廃石綿等)自治体により上乘せ基準	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出	排出事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら行う保管の届出(保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上の場所で行われるもの)	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	産業廃棄物管理票の写しの保存	当該管理票の写しを交付した日から5年間保存しなければならない(産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、委託者が管理票を交付しなければならないこととされている場合において、管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない。ただし、処分受託者が、電子マニフェストを利用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた場合は、この規程は適用しない。)	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負う。元請業者を事業者とする。元請業者は、発注者から請け負った建設工事(下請負人に行わせるものも含む。)に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければならない。	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	多量排出事業者の処理計画及びその実施状況の報告の提出	産業廃棄物を多量に排出する事業者が作成することとされる産業廃棄物の減量その他処理に関する計画及びその実施状況の報告の提出。(前年度の産業廃棄物の発生量が100トン(特別管理産業廃棄物は50トン)以上の事業場を設置している事業者・当該年度の6月30日までに提出)	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
建設廃棄物処理指針 (建設廃棄物処理ガイドライン・建設廃棄物処理マニュアル) 環境省	産業廃棄物の 処理、委託	産業廃棄物・汚でい、廃油、廃プラ、 建設木くず、金属くず、ガラスくず建 設廃材、ゴムくず、コンクリート破片 など	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
建設副産物適正処理 推進要綱 国土交通省	建設副産物が 発生する建設 工事	建設発生土建設廃棄物	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
建設発生材の再生利 用指針及び建設汚泥 の再生利用に関するガ イドライン等 国土交通省	建設汚泥が発 生する作業	建設汚泥を建設資材として利用する 場合土壌の汚染に係る環境基準に 適合しないものは、適用範囲外	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
建築物の解体等に係る 石綿飛散防止対策マニ ュアル 環境省	解体・改修工事 に伴う石綿等の 除去作業等	大気汚染防止法に定める「特定建築 材料(石綿等)」使用の工作物建築 物の解体等の石綿飛散防止	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
大気汚染防止法 環境省	解体・改修工事 に伴う「特定建 築材料(石綿 等)」の除去作 業	特定粉じん等排出作業 「吹付け石綿及び石綿含有の断熱 材、保温材、耐火被覆材」使用建築 物及び工作物	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
労働安全衛生法 厚生労働省	解体・改修工事 に伴う「石綿等」 の除去作業(石 綿障害予防規 則)	石綿等(石綿及び重量比0.1%超含 有物)使用建築物等」の解体作業 (封じ込め、囲い込み作業含む)	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	廃棄物焼却炉、 集塵機等の設 備の解体等の 作業	「廃棄物焼却炉(火格子面積2㎡以 上又は焼却能力200kg/hに限る)」 の解体作業	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	黄りんマッチ、 ベンジン、ベン ジンを含有する 製剤その他の 労働者に重度 の健康障害を 生ずる物の製 造、輸入、譲 渡、提供、使用 の禁止	二 ベンジン及びその塩 三 四—アミノジフェニル及びその 塩 四 石綿 五 四—ニトロジフェニル及びその 塩 六 ビス(クロロメチル)エーテル 七 ベーターナフチルアミン及びそ の塩をその重量の1%を超えて含有 し、又は石綿をその重量の0.1%を 超えて含有する製剤その他の物	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法) 経済産業省	解体工事、土工 事、外構工事、 型枠工事、木工 事	リサイクル指定副産物 土砂、コンクリートの塊、アスファルト・ コンクリートの塊、木材	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 国土交通省	・解体工事-80 ㎡以上・新築・ 増築工事-500 ㎡以上・修繕・ 模様替工事-1 億円以上・その 他の工作物に 関する工事(土 木工事等)-500 万円以上	新築工事及び解体改修工事 【特定建設資材】・コンクリート(フレキ キャスト鉄筋コンクリート版を含む)、木 材、アスファルトコンクリート	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法) 環境省	建設工事全般	一般廃棄物である容器包装廃 棄物を対象とする。	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 経済産業省	特定家庭用機器の排出(作業所あるいは詰所の家電が対象)	【特定家庭用機器】・テレビ、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量等の削減に関する特別措置法(自動車NOx法・PM法の手引き) 環境省	特定建物の新設	自動車需要を大きく生じさせる用途(「特定用途」劇場・ホテル・店舗・事務所・工場等)で一定規模以上のもの・「窒素酸化物重点対策地区」、「粒子状物質重点対策地区」	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	ディーゼル乗用車の使用	本・支店の使用車両のうち、排出基準に適合していない車両・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の一部(特定地域)	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
建設業に係る特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針 環境省	マイクロバス、貨物車、クレーン車、コンクリートミキサー車など	協力会社の持ち込み車両など 指定地域における削減努力	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (オフロード法) 環境省	ブルドーザ、クローラクレーン、くい打ち機、タワークレーン、ドリルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)経済産業省	解体工事、改修工事における空調設備、消火設備等	特定物質(CFC等)を使用する設備からの排出抑制	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)環境省	解体工事(改修工事)	冷媒用フロンの回収・破壊の措置・エアコン、冷蔵・冷凍機器(ショーケース、自販機、冷水器等々含む)	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
建築基準法 国土交通省	内装仕上げ・換気設備及び天井裏等の工事	内装工事、空調設備工事、クロルピリホス、ホルムアルデヒド、石綿含有建材	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
騒音規制法 環境省	杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	特定建設作業・適用指定地域	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
振動規制法 環境省	杭打ち機、くい抜き機、プレーカー、舗装版破碎機を使用する作業	特定建設作業・適用指定地域	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
悪臭防止法 環境省	悪臭発生の可能性のある作業(塗装工事・アスファルト防水工事・汚泥乾燥等)	都道府県知事が定めた規制地域	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
下水道法 国土交通省	公共下水道への排水	公共下水道への排水 一日50m <sup>3</sup> 以上の汚水を公共下水道に排水する場合	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
河川法 国土交通省	河川への排水	河川への排水 一日50m <sup>3</sup> 以上の汚水を河川に排水する場合	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
土壌汚染対策法 環境省	指定地域内での土地の改変 3000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更	土工事 有害物質使用特定施設の廃止(跡地) 搬出の規制 搬出汚染土壌管理票 汚染土壌処理業許可 指定調査機関	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
環境影響評価法の一部を改正する法律 環境省	環境影響評価法の対象事業についての手続き	①許認可が必要な事業 ③補助金が交付される事業 ④独立行政法人が行う事業 ④国が行う事業	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
セメント及びセメント系の固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 国土交通省	地盤改良	地盤改良工事 セメント系固化材使用	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
薬液注入工法による建設工事の施行に関する暫定指針 国土交通省	薬液注入工事	薬液注入工事	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱い指針 環境省	指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌	土壌汚染対策法施行前の汚染土壌の搬出、 操業中の特定施設からの搬出、 ・特定工場の跡地からの搬出	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
土壌の汚染に係る環境基準について(環境基本法) 環境省	土工事	工事開始後の汚染判明 埋没廃棄物等	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
地下水の水質汚濁に係る環境基準について(環境基本法) 環境省	土工事	工事開始後の汚染判明 異臭地下水等の発生	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
危険物の規制に関する政令(消防法) 総務省	火気の使用	火気の使用に関する規制電気・ ガスによる溶接、溶断作業アスファルト等の溶解作業	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
景観法 国土交通省	建築物等	条例で定める景観計画区域内 (0.1ha以上の規模) 屋外の土石、廃棄物、再生資源 ほかの堆積(高さ1.5m以上) 含む	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
自然環境保全法 環境省	工作物等の設置	自然環境保全地域内 高さ10 m以上床面積200㎡以上の建築物、 高さ10m以上水平投影面積 200㎡以上の工作物、その他	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
都市緑地法 国土交通省	工作物等の設置	緑地保全地域内 屋外の土石、廃棄物、再生資源ほかの堆積(高さ1.5m超、面積60㎡超)含む	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法) 環境省	工作物等の設置	生息地等保護区内 床面積200㎡以上の建築物、水平投影面積200㎡以上の工作物、鉄塔等30m以上その他	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) 環境省	工作物等の設置	鳥獣特別保護区内 1ha以上の埋立、20%以上の間伐、動植物の損傷等含む	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編・土木工事編) 国土交通省	削工事、山留工事、地盤改良工事、地下工事	【地盤沈下】市街地などの、事故が発生した場合、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある区域	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	仮設構造物、クレーン等の設置(完成物としての建築物による障害は、対象外)	【電波障害】建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	工事全般、解体工事	【粉塵対策】建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 経済産業省	特定建築物	床面積2000㎡以上(増改築、修繕等含む) エネルギーの効率的利用措置	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	特定荷主	貨物輸送量3000万トンキロ以上	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	第1種特定事業所	第1種エネルギー管理指定工場(E1タワー)重油換算3000KL以上届出、エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況の報告	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長
	特定事業者	重油換算1500KL以上届出、エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況の報告	2020. 05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
作業所で同意するその他の要求事項	廃棄物の発生抑制、グリーン製品の使用に関する仕様あり	仕様書	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
	時間外の作業	近隣協定 騒音の発生する作業	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
	資材等の搬出入	近隣からの要望で同意するもの 粉塵の発生する作業	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
		発注者からの要望	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 経済産業省	第1種特定化学物質、第2種特定化学物質	物質及び使用製品の取扱事業者に対する技術上の基準適合義務・表示義務	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法) 厚生労働省	定期測定(2ヶ月以内に1回) ① 浮遊粉塵量 ② 一酸化炭素 ③ 二酸化炭素 ④ 温度 ⑤ 相対湿度 ⑥ 気流  ① 飲料水水質検査 上水使用  ② 雑用水 水洗便所の用に供する水 遊離残留塩素濃度 PH 臭気 外観 大腸菌	学校以外の特定建築物 3,000m <sup>2</sup> 以上 ① 浮遊粉塵量:0.15mg/m <sup>3</sup> ② 一酸化炭素:10ppm 以下 ③ 二酸化炭素:1000ppm 以下 ④ 温度:17℃以上 28℃以下 ⑤ 相対湿度:40%以上 70%以下 ⑥ 気流:0.5m/sec以下  ① 遊離残留塩素(7日以内ごと) 15項目検査(6ヶ月以内ごと) 消毒副生成物11項目検査 (6/1~9/30の期間)  ② 0.1ppm 以上(7日以内に1回定期) 5.8 以上 8.6 以下(7日以内に1回定期) 異常でないこと(7日以内に1回定期) ほとんど無色透明であること(7日以内に1回定期) 検出されないこと(2ヶ月以内に1回定期)	2020.05.10	適	原価管理G 宮内課長

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
低炭素アクション	CoolBiz (クールビズ)	温室効果ガス削減のために、冷房時の室温を28℃に。	2020. 05.10	適	業務G 菱沼部長
	WarmBiz (ウォームビズ)	冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時に室温20℃で心地よく過ごすことのできるライフスタイル。	2020. 05.10	適	業務G 菱沼部長
	ライトダウン	地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」	2020. 05.10	適	業務G 菱沼部長

#### 9-2環境関連法規への違反・訴訟等について

対象項目	該当期間	件数	適否	確認者
関連法規に係る違反	2019年4月1日～ 2020年3月31日  確認日 :2020年05月10日	0	適	原価管理G 宮内課長
関連法規に係る訴訟		0	適	業務G 菱沼部長
関連法規に係る行政指導		0	適	業務G 菱沼部長
関連法規に係る行政処分		0	適	業務G 菱沼部長

【2019年4月1日～2020年3月31日の期間において、関連法規に係る違反、訴訟、行政指行政処分はありませんでした。尚、2006年4月1日～2019年3月31日の期間においても、関連法規に係る違反、訴訟、行政指導はありませんでした。】

#### 10. 環境コミュニケーションの状況

【環境コミュニケーションに関する方針、目標、計画、取り組み状況、実績等】

近隣およびお施主様からの要望は施工管理部が把握し対応しています。

2009年度からは、環境活動レポートを作成し取組を開始いたしました。

今年度も継続して環境コミュニケーションに取り組みます。

以上